

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、令和元年第1回大槌町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松則明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

3番、澤山美恵子君及び5番、阿部三平君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小松則明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 承認第1号 大槌町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告
に関し承認を求めることについて

日程第4 報告第6号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

日程第5 報告第7号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

日程第6 議案第53号 財産の取得について

日程第7 議案第52号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第3、承認第1号大槌町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてから、日程第7、議案第52号工事請負契約の締結についてまで、5件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局からの提案理由の説明を求めます。
総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 令和元年第1回大槌町議会臨時会における承認1件、報告2件及び議案2件につきまして、一括で提案理由を申し上げます。

承認第1号大槌町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについては、地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)、地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第87号)及び地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令(平成31年総務省令第38号)が平成31年3月29日にそれぞれ交付され、いずれも原則として同年4月1日から施行することとなったことから、大槌町町税条例（昭和30年大槌町条例第23号及び平成28年大槌町条例第25号並びに平成30年大槌町条例第22号）の一部改正を専決処分したものであります。

報告第6号工事請負変更契約締結の専決処分の報告については、町道三枚堂大ケ口線（仮称）三枚堂大ケロトンネル築造工事に係る変更契約であります。

報告第7号工事請負変更契約締結の専決処分の報告については、町道三枚堂大ケ口線（仮称）三枚堂大ケロトンネル設備工事に係る変更契約であります。

議案第52号工事請負契約の締結については、津波復興拠点整備事業A地区整備工事（安渡地区）その2に係る契約であります。

議案第53号財産の取得については、情報系業務用端末PCに係る財産取得であります。

以上、一括で提案理由を申し上げます。御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○

日程第3 承認第1号 大槌町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第3、承認第1号大槌町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（道又英樹君） 承認第1号大槌町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについて説明いたします。

説明の前に、条文の中に平成31年以降の年号が入っておりますけれども、この専決は平成31年3月29日付で専決を行っていただいておりますので、条文の中身の年号については令和に読みかえになることを説明いたします。なお、この読みかえについては、国、県等の指導のもとに行っておりますことをあわせて説明いたします。

では、新旧対照表をもとに説明を行いますので、新旧対照表をお開きください。

第35条の7については、ふるさと納税制度の見直しに伴う個人町民税における特例控除額の措置対象を、特例控除対象寄附金と改正する中身であります。

下段の第138条については、国民健康保険税の課税限度額について、基礎課税部分を58万円から61万円に引き上げる改正であります。

2 ページ上段の145条につきましては、国民健康保険税の減額に係る軽減判定の所得を引き上げ、低所得世帯に対する軽減措置の拡充を図るものであります。

2 ページ下段から3 ページ中段にかけて、附則第7条の3の2については、個人町民税における住宅ローン控除の適用期間を平成45年度まで延長するとともに、特別特定取得をした場合、控除期間を10年から13年に延長する改正であります。

3 ページ下段から4 ページ上段にかけて、附則第7条の4につきましては、法律改正に伴う規定の整備であります。

4 ページ上段から5 ページ上段にかけての附則第9条及び附則第9条の2につきましては、ふるさと納税制度の見直しに伴う個人町民税における申告特例の対象を特例控除対象寄附金とする等の規定の整備であります。

5 ページ中段から7 ページ中段にかけて、附則第10条の2につきましては、法律改正に伴う項ずれの整備の改正であります。

7 ページ上段から9 ページ上段にかけての附則第10条の3につきましては、法改正の新設に合わせ、高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る固定資産税の税額の軽減措置の適用を受けようとする者がすべき申告について規定の新設、法律改正に伴う項ずれの整備の改正であります。

9 ページ中段から12ページ上段にかけての附則第16条につきましては、軽自動車税のグリーン化特例について、10月1日からの軽自動車税の種別割になることに伴う規定の整備であります。

12ページ中段の附則第16条の2につきましては、附則第16条の改正に伴う規定の整備であります。

12ページ下段から13ページ中段にかけて、附則第29条につきましては、法律改正に伴う規定の整備であります。

13ページ中段の附則第30条につきましては、東日本大震災に伴う被災代替償却資産に対する固定資産税の特例等の適用期限を平成33年3月31日まで2年間延長することに伴

う規定の整備であります。

13ページ下段から14ページ中段にかけての第2条大槌町町税条例等の一部を改正する条例（平成28年大槌町条例第25号）の一部改正中、附則第15条の6及び第16条については、法律改正に伴う規定の整備であります。

14ページ中段から16ページ中段にかけての第3条大槌町町税条例等の一部を改正する条例（平成30年大槌町条例第22号）の一部を改正するものの中で、第49条につきましては、法人町民税における大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び電子通信回線等の故障、災害、その他の理由により、電子情報処理組織を使用することが困難であると認める場合の措置についての規定であります。

16ページ中段から17ページ上段にかけて、改正附則第1条及び第2条については、条例改正に伴う所要の改正の整備であります。

17ページ中段から18ページにかけて、附則について、第1条は施行期日、第2条から第5条は町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税に関する経過措置の規定であります。

以上、専決処分の報告について説明いたしました。御承認くださるよう、お願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより承認第1号大槌町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

○

日程第4 報告第6号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

○議長（小松則明君） 日程第4、報告第6号工事請負契約締結の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） それでは、専決処分書をお開きください。

1、契約の目的、町道三枚堂大ケロ線（仮称）三枚堂大ケロトンネル築造工事。

2、契約の相手方、佐藤工業株式会社・菱和建设株式会社、町道三枚堂大ケロ線（仮称）三枚堂大ケロトンネル築造工事特定共同企業体、共同企業体代表者、佐藤工業株式会社東北支店、執行役員東北支店長 塩崎貴章です。

今回報告する内容は、契約金額の変更でございます。変更前の契約金額23億8,091万6,160円を357万3,720円増額して、23億8,448万9,880円に変更するものであります。

専決処分年月日は、平成31年3月15日です。

参考資料をごらんください。

工事期間、平成28年9月15日から平成31年3月15日までを14日間延伸して、平成31年3月29日までとするものです。

変更理由は、現場精査（安全対策施設追加等）に伴う事業費の増及び工期の延長です。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第6号を終わります。

○

日程第5 報告第7号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

○議長（小松則明君） 日程第5、報告第7号工事請負契約締結の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） それでは、専決処分書をお開きください。

1、契約の目的、町道三枚堂大ケロ線（仮称）三枚堂大ケロトンネル設備工事。

2、契約の相手方、岩手県宮古市新町2番13号、株式会社村山電機商会、代表取締役村山利一です。

今回報告する内容は、契約金額の変更でございます。変更前の契約金額1億4,364万円を252万6,120円減額して、1億4,111万3,880円に変更するものであります。

専決処分年月日は、平成31年3月29日です。

参考資料をごらんください。

工事期間、平成28年9月15日から平成31年3月29日までを28日間延伸して、平成31年4月26日までとするものです。

変更理由は、通報受信体制機能の変更や監査歩廊埋め戻し工に減が生じたことにより、精査の結果、事業費の減及び工事期間の延長を行うものです。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第7号を終わります。

○

日程第6 議案第53号 財産の取得について

○議長（小松則明君） 日程第6、議案第53号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 議案第53号財産の取得について御説明いたします。

議案書をごらん願います。

1、財産の品名、情報系業務用端末P C。

2、取得の数量、ハードウェア240台、ソフトウェア306ライセンス。

3、取得の方法、一般競争入札。

取得の金額、2,230万2,000円。

5、契約の相手方、岩手県釜石市大字平田第2地割25番第529号、株式会社和田商店、代表取締役 和田啓二であります。

次ページ、資料をごらん願います。

入札執行年月日は、平成31年4月25日です。

入札参加条件及び参加業者は、記載のとおりであります。

取得財産概要については、別添の参考資料をごらん願います。

取得理由ですが、情報系業務用端末P C及び学校端末P CのOSであるWindows 7のサポートが令和2年1月14日に終了することから、代替の端末及びOSアップグレードライセンスの購入を図るものであります。

仕様等については、記載のとおりであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 済みません、財産取得なんですけれども、ハードで240台、ソフトで306ライセンスというんですか、これはこういったところで使われるというか、どこで、例えば、何台とか、どこで何ライセンスとかいう内訳が、もしわかるようでし

たら教えていただきたいんですけども。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 台数の内訳でございますが、町長部局、大きいくくりで大変恐縮ですが、町長部局は115台、教育委員会事務局のほうで40台、あとは学校関係で85台。大槌学園が予定で62台、吉里吉里学園が23台、合わせて85台。トータルで240台になるという数字でございます。

なお、ライセンスのほうは、実際購入台数は、職員の令和2年4月1日時点における推計をいたしまして、そのときの職員数を見まして、なおかつ、購入しなくても現在使っているパソコンがまだ利用可能なものを極力利用し、さっき言ったWindows10のアップグレードライセンスを購入して、インストールしてそのパソコンを使うという形で、新しく購入するものは、パソコン自体がもう老朽化して使えないというような状態のものに限って購入を図るといったような内容でございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） わかりました。職員数に対して台数ちょっと少ないかなと思ったんですけども、既存のもので使えるものは使えと。ソフトの変更だけで対応するというので、わかりました。

この2,200万、時間がたつとやっぱりソフトは老朽化するので、更新は当然必要になってくるんですけども、今まで、ざくっとでいいんですけども、どれくらいの周期でこういった更新が必要になってくるのか。あるいは、これからは、相手があることなので何ともいえないんでしょうけれども、どれくらいの周期で更新するであろうという見込みがあるのかどうかというところを聞きたいと思います。要するに、1回の更新で2,000万くらい使うわけなんで。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 基本的に、パソコンが壊れない、OSもサポートが基本的にある間は基本利用をしたいというふうに思っています。今回、Windows10ではございますが、これが今度、いつの段階でなるかは、ちょっとこちらの把握はしかねる部分はございますが、今言った、OSがアップしない限りは、今のWindows10でサポートがある間は利用をしていくという方針でございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） パソコンの更新というところでお尋ねをします。更新は時期が来

れば更新されるものですから、これは特に反対するものではないんですが、今度は更新して、廃棄されるものについての処理の仕方についてお尋ねをしたいと思います。特に、昨今は情報の流出というところがあるので、その部分でどのような処理の仕方をしていくのかをお尋ねをいたします。

○議長（小松則明君） 難しいな。総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 処理の仕方につきましては、今ちょっと手元にとにかく、情報がないので、ちょっと確認……済みません。廃棄する場合は、基本的にハード部分を破壊して、処理業者に依頼するというような流れで処理を行うという形で対応をしているという状況でございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） それで安心をしました。特に、学校関係になってくると個人名等がある可能性がありますので、その辺を十分に注意した上で廃棄を、業者のほうに渡すようにしていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（小松則明君） よろしいですか。（「はい」の声あり）下村義則君。

○2番（下村義則君） 私も、購入については反対するものではございませんが、新しいPCなりに交換する場合、職員がそれにすんなりと対応できるのか、それとも講習が必要なのか、そこら辺をちょっとお聞かせください。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 基本的には、Windowsの仕様ですので、基本的な部分につきましては、特に抵抗なく利用はできるものと思っております。ただ、基本的に、例えば、こういったときにやり方がちょっとわかんないとか、そうなったときには、当然うちの職員情報班のほうで、そのフォローアップはしていくという形をとりたいというふうに思っております。（「はい、オーケーです」の声あり）

○議長（小松則明君） 進行いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第53号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第52号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第7、議案第52号については、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、議長を交代いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩

午前10時23分

再 開

午前10時24分

○副議長（芳賀 潤君） 再開いたします。

これより、日程第7、議案第52号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長（川野重美君） 議案第52号工事請負契約の締結につきまして御説明申し上げます。

1、契約の目的、津波復興拠点整備事業A地区整備工事（安渡地区）その2。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約の金額、2億3,100万円。

4、契約の相手方、岩手県上閉伊郡大槌町大槌第7地割112番地1、有限会社小松組、代表取締役 小松康朗でございます。

次のページをお開きください。

1、仮契約年月日、令和元年5月9日。

2、見積もり徴収業者、有限会社小松組。

3、随意契約理由、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号競争入札に付し入札者がいないとき、または、再度の入札に付し落札者がいないとき。

4、工事概要につきましては、次ページの参考資料のとおりでございまして、実施理由といたしましては、安渡地区津波復興拠点整備事業における特定業務施設の敷地造成を行うものでありまして、造成面積は約2.5ヘクタールとなっております。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（芳賀 潤君） 質疑に入る前に、先ほど議案第52号工事請負変更契約と申し上げましたが、工事請負契約の締結についてでございますので訂正いたします。

それでは、質疑に入ります。阿部義正君。

○12番（阿部義正君） ただいま随契の説明がありました。それは理解しましたが、1回目の入札のとき、例えば、予定価格に対してどのくらいの開きがあつて不調に終わったのか。また、2回目の入札する場合においては、1回目が不調に終わったのをどのような調整をして2回目の入札を行ったか。その辺をお伺いします。（「暫時休憩か」の声あり）

○副議長（芳賀 潤君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） 今回の入札に関しては、入札指名通知してやっているときは3回入札はしています。3回目で不落だったということになります。まだ契約締結前なので、金額的にはどうかと思うんですが、ざっくりと言えば200万ぐらいの差だったというところでございます。

○副議長（芳賀 潤君） よろしいですか。進行します。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 3回の入札というところはわかりました。

それで、この拠点整備事業なんですけれども、この場所は防潮堤のたしか外側という説明を受けたように覚えています。それで、今後の見通しとして、工事期間が300日と長いので、来年の話になるのかなというふうには思うんですが、当然、誘致企業なりを考えていることと思うんですが、具体的にはどういった形の企業さんというふうに考えているのかをお尋ねいたします。

○副議長（芳賀 潤君） 都市整備課長。

○都市整備課長（川野重美君） 進出企業ということだと思いますけれども、これにつきましては、造成工事完了後に面積をば確定をいたします。その後の募集開始ということになっておりますので、現時点では具体的にどういった方が進出するというところまでは把握していないところでございます。

○副議長（芳賀 潤君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 本来であれば、見通しを持って整備するのが一番いいのかなと。せっかく整備されて、塩漬け状態になってしまつては、これはもうもったいない話になるわけですので、この辺、できれば並行する形で誘致企業なりを進めていただきたいなど。できるだけ塩漬け期間が長くないような方策をとっていただきたいなど。やっぱり整備する以上は目的を持ってやるわけですから、あわせた形でやっていただきたいというふうに思いますので、それだけ要望して終わります。

○副議長（芳賀 潤君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 東梅 守議員と似たような質問なのですが、隣接するところで県営の大きな工事が行われていると。そうした場合、今回のこの工事は、県営の工事に影響することなくスムーズにスタートして、300日間というところでまず完成ができる見込みなのか、そこら辺を再度確認したいと思います。

○副議長（芳賀 潤君） 都市整備課長。

○都市整備課長（川野重美君） ありがとうございます。

御指摘のとおり、県で施工しております防潮堤、また、水門工事、こういったのと隣接ということになっております。当然、これらの工事とは調整を図りながら工事完了に向けて、工事期間内に完了するというので今後も調整を図っていくというふうに考えております。

○副議長（芳賀 潤君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。

安渡地区は、今、大きな防潮堤の工事ということで、水門の工事ということで、結構おくれを取り戻そうとして県等も頑張っていると思うんですが、聞くところによると、この近辺の都市整備課の工事案件の中で、どうしても工事が県営の関係の絡みの中でなかなかスタートできないという話が私のところにちょっと届いたものがありますので、そこら辺、危惧していますが、それは間違った情報なのかどうかということがですので、これが終わったら課長のほうに直接言いたいと思うんですが、そういう案件があるのかないのかというところを、まず確認させてください。

○副議長（芳賀 潤君） 都市整備課長。

○都市整備課長（川野重美君） 安渡地区の津波拠点につきましては、先ほど言いました水門工事、防潮堤工事、こういったものとの関連もありまして、当初計画していた完了年月日より若干おくれるということになってしまったことは事実でございます。国、県のほうに報告しております、そういった完了年月日がこれ以上おくれることのないように対応していくということで、関係のそういった工事等とも調整しながら、今後とも工期完了に向けて調整を図っていきたいというふうに考えております。

○副議長（芳賀 潤君） ほかに。（「なし」の声あり）進行します。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第52号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長（芳賀 潤君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ○ —————

○副議長（芳賀 潤君） 以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

令和元年第1回大槌町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午前10時34分

上記令和元年第1回臨時会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員